

長野県高校生等奨学給付金給付規程

平成26年6月2日

26教高第153号

(目的)

第1条 この規程は、全ての意志ある高校生等が安心して教育が受けられるよう、授業料以外の教育に必要な経費（教科書費、教材費、学用品費、入学学用品費、通学用品費、PTA会費、生徒会費、校外活動費、修学旅行費等）の負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に支援を行うことにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 奨学給付金の給付を受けることができる者は、当該年度の在籍基準日に高等学校等に在学する高校生等の保護者等であって、長野県内に住所を有する生活保護受給世帯又は、保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当である者とする。

(用語の意義)

第3条 前条に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 高等学校等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法律」という。）

第2条に規定する高等学校等のうち、次に掲げるもの

(ア) 国又は地方公共団体が設置する高等学校

(イ) 独立行政法人国立高等専門学校機構又は地方公共団体が設置する高等専門学校

(ウ) 地方公共団体が設置する専修学校

イ 国又は地方公共団体が設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科（以下「高等学校等専攻科」という。）のうち、次に掲げるもの

(ア) 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

(イ) 国家資格者養成課程を有するもの

(2) 高校生等 次のいずれかに該当する者をいう。ただし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等は除く。）が措置されている者は除くものとする。

ア 法律第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部である受給資格の認定を得ることができると認められる者は除く。）

イ 高等学校等修学支援事業補助金（学び直しへの支援）の補助対象とする者として認められた者

ウ 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）の補助対象とする者として認められた者

(3) 保護者等 法律第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項、同法施行規則第2条第2項に規定する保護者等をいう。ただし、高校生等が前号のウに該当する場合にあっては、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項第4号に規定する生計維持者をいう。

(4) 在籍基準日 当該年度の7月1日以前から高等学校等に在籍している高校生等については、7月1日現在の在籍状況により判断するものとする。また、当該年度の7月2日以降に高等学

校等に入学等した高校生等については、入学等した日の属する月の翌月の初日の在籍状況により判断するものとする。なお、当該年度の7月1日時点で休学等している高校生等であっても、復学した時点において、年度内の休学期間等を考慮して当該高校生等が進級（卒業の場合を含む。）できそうであると高等学校等の長（以下「学校長」という。）が判断した場合においては、復学した日の属する月の翌月の初日の在学状況により給付するものとする。

（給付額）

第4条 奨学給付金の給付額は、給付対象となる高校生等1人につき別表に掲げるとおりとする。ただし、高校生等が第3条第2号のウに該当する場合には、1人につき年額50,500円とする。

（申請手続）

第5条 奨学給付金の給付を受けようとする者は、別に定める期日までに、高校生等が在学する学校長を通じて、次の書類を長野県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。ただし、やむを得ない理由により提出できない場合は、やむを得ない理由がやんだ後15日以内に提出するものとする。

- (1) 高校生等奨学給付金受給申請書（様式第1号）
 - (2) 個人番号カードの写し等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他の書類をいう。）又は当該年度の保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額がわかる書類（課税証明書、非課税証明書等）
 - (3) 高校生等奨学給付金口座振込依頼書（様式第2号）
- 2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類を併せて提出するものとする。
- (1) 別表の左欄に掲げる区分で①に該当する場合 第3条第4号に規定する在籍基準日における生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助の措置状況がわかる証明書（生活保護受給証明書）
 - (2) 別表の左欄に掲げる区分で②に該当する場合 第3条第4号に規定する在籍基準日における15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいることがわかる書類（健康保険証等の写し）とし、公的な証明書類による確認が不可能な場合には申請者からの扶養誓約書（様式第3号）

（給付者の決定）

- 第6条 学校長は、前条第1項の規定により奨学給付金の給付を受けようとする者から申請書類の提出があったときは、当該申請者の受給資格について保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額のわかる書類等により所得審査等を行い、高校生等奨学給付金認定申請者一覧（様式第4号）に当該高校生等の在学証明書（様式第5号）を添えて、教育長に提出するものとする。
- 2 教育長は、前項の規定により学校長から書類の提出があったときは、当該書類の確認を行い、受給資格の認定又は不認定を決定するものとする。
- 3 教育長は、前項の規定により受給資格の認定又は不認定を決定したときは、その旨を高校生等奨学給付金支給決定通知書（様式第6号）又は高校生等奨学給付金不支給決定通知書（様式第7号）により、学校長を通じて保護者等に通知するものとする。その際、学校長には高校生等奨学給付金認定申請結果一覧（様式第8号）を併せて送付するものとする。

（給付回数）

第7条 奨学給付金の給付回数は、1人の高校生等につき年1回、通算3回（定時制及び通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回）を上限とする。ただし、高校生等が第3条第2号のイに該当する場合は、高等学校等修学支援事業補助金（学び直しへの支援）の補助対象として認められた期

間内において給付できる回数までとし、高校生等が同号のウに該当する場合は、通算2回（その修業年限が1年であるときは1回）までとする。

- 2 前項の規定で、高校生等が転入学等してきた場合において、転入学等する前の高等学校等に在学期間中、既に同様の給付を受けている場合は、その給付回数を通算するものとする。

（給付金の返還）

第8条 奨学給付金の給付後に、世帯状況等の変化又は高校生等が休学・退学等した場合であっても、当該給付金の返還は求めないものとする。ただし、虚偽の申請等により、奨学給付金を不正に受給したことが明らかとなった場合は、本来受け取るべき金額との差額について返還を求めるものとする。

（給付金の相殺）

第9条 保護者等が本来負担すべき授業料以外の教育費に未納がある場合、学校長は、保護者等からの委任状（様式第9号）の提出により、これらと相殺を行うことができるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成26年6月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定は、平成26年4月1日以降に、対象となる高等学校等の第1学年に入学した者から適用する。

（新入生に対する一部給付の早期化）

- 3 当分の間、新入生の保護者等のうち第2条に規定する者に相当すると認められる者に対し、別に定めるところにより、当該年度の4月1日現在の状況に応じて別表に掲げる給付額のうち4月分から6月分までに相当する額をあらかじめ給付することができる。

（家計急変世帯への支援）

- 4 当分の間、保護者等のうち家計の急変により収入が著しく減少し第2条に規定する者に相当すると認められる者に対し、別に定めるところにより別表に掲げる給付額を給付することができる。

（通信費相当額の追加給付）

- 5 令和2年度における給付額については、別表に掲げる額（生活保護受給世帯に係るものを除く。）にオンライン学習に係る通信費として年額10,000円（6月から翌年3月までの1月につき1,000円）を加えた額とする。

附 則（平成27年5月29日27教高第639号）

この通知による改正後の長野県高校生等奨学給付金給付規程の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月25日28教高第137号）

この通知による改正後の長野県高校生等奨学給付金給付規程の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年5月23日29教高第113号）

この通知による改正後の長野県高校生等奨学給付金給付規程の規定は、平成29年4月3日から適用する。

附 則（平成30年6月27日30教高第204号）

この通知による改正後の長野県高校生等奨学給付金給付規程の規定は、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成31年4月17日31教高第66号）

この通知による改正後の長野県高校生等奨学給付金給付規程の規定は、平成31年4月3日から適用する。

附 則（令和2年5月22日2教高第169号）

この通知による改正後の長野県高校生等奨学給付金給付規程の規定は、令和2年4月7日から適用する。

附 則（令和2年7月10日2教高第303号）

この通知による改正後の長野県高校生等奨学給付金給付規程の規定は、令和2年6月5日から適用する。

附 則（令和3年3月1日2教高第712号）

この通知による改正後の長野県高校生等奨学給付金給付規程の規定は、令和3年3月1日から適用する。ただし、既に令和2年度の奨学給付金の給付を受けた者に対しては、別に定めるところにより、別表に掲げる給付額とその改正前の額との差額について追加の給付を行うことができる。

附 則（令和4年4月26日4教高第76号）

この通知による改正後の長野県高校生等奨学給付金給付規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和4年7月28日4教高第312号）

この通知による改正後の長野県高校生等奨学給付金給付規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年5月22日5教高第152号）

この通知による改正後の長野県高校生等奨学給付金給付規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(別表) (第4条関係)

| 世帯区分及び対象者 | 給付区分 | 給付額 |
|--|-------------------------|------------|
| ①生活保護受給世帯 ・当該年度の在籍基準日現在、生活保護法第36条の規定による生業扶助が措置されている世帯に扶養されている高校生等 | 高等学校等に通う高校生等1人当たり | 年額32,300円 |
| ②道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に扶養されている兄弟姉妹で2人目以降の高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生以外に当該年度の在籍基準日現在15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる世帯の高校生等 (①の世帯は除く) | 通信制以外の高等学校等に通う高校生等1人当たり | 年額143,700円 |
| | 通信制の高等学校等に通う高校生等1人当たり | 年額50,500円 |
| ③道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に扶養されている高校生等（①②の世帯は除く） | 通信制以外の高等学校等に通う高校生等1人当たり | 年額117,100円 |
| | 通信制の高等学校等に通う高校生等1人当たり | 年額50,500円 |